

第182号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

前田勝昭公認会計士事務所
名古屋市中区金山1-15-10三井生命ビル8F
TEL 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096

きやっちぼーる

平成18年8月10日

<http://www.maeda-cpa.com/>

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第181回

日本経済新聞社がまとめた「社長百人アンケート」によると国内景気の現状について95%の人が「拡大している」と回答、このうち44%が拡大局面はさらに「1年以上続く」との見方も示されています。そして心配は米景気と原油高、そして人手不足とのことです。

さて、皆さんはどう思われますか？

こうした日本の現状の中で、勝ち組、負け組の差はますます拡大しています。なぜ負け組なのでしょうか？

→ 少し考えてみてください
必ずあなたにも原因があるはずです

ところで、商いの基本 — 感動する商い — を参考にがんばってください。

- ① 商人は断るな
- ② お客様と議論しない → お客様に勝っても商いには負ける
- ③ 商人は否定しない → 常にやってみよう！！の考えで実行あるのみ
- ④ お客様の希望・要望は宝物 → 使い方を知らないのはあなたの責任
- ⑤ 「助けて下さい」の気持ちが相手に伝わる → プライドなんか捨ててしまえ
- ⑥ もてなしの言葉は心から出す、感謝の気持ちも心から出す

死ぬ思いで実行すれば必ず前に光明が・・・

前田の《今人生を語る》第88回

めざめよ日本人

(9)

8月6日は広島に原爆が投下された日です。

この日から61年が経過しました。

二度とこんな悲劇に人間が合わないためにも、起こった現実を「子供たちに語り伝えるのが」後の大人たちの使命ですね。

悲劇を忘れてしまうと、必ずこのような惨劇が繰り返されます。

人間はもともと自己中心的であり、傲慢さを持っています。知恵と修養で、それを抑えなければなりません。

これが人間の義務です。

使用人兼務役員

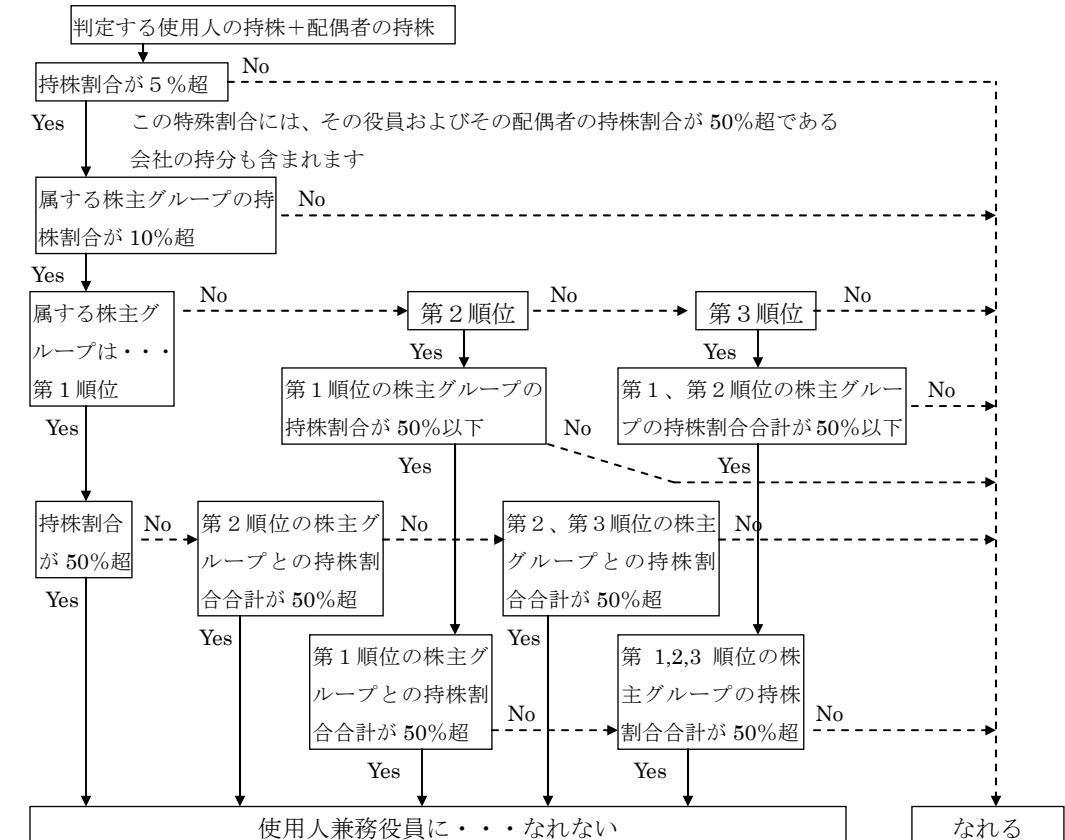
松村英治

使用人兼務役員とは ⇒ 役員でありながら使用者としてその職制上の地位を有し、かつ常時使用者としての職務に従事している者

部長、課長、支店長、工場長、営業所長、支配人、主任など、“使用者としての肩書き”のことをいいます

使用人兼務役員になれない者

- 1) 部長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役（明らかに会社の経営に深く関わる者）
- 2) 監査役及び監事
- 3) 合名会社、合資会社の業務執行役員
- 4) 以下



使用人兼務役員に対する賞与

「使用者部分の賞与」を損金とすることができます。

- (要件として)
- ①他の使用者と同時期に支給する
 - ②使用者部分の賞与が適正額である
 - ③使用者部分の賞与を損金経理する
- (否認を受けないためのポイント)

- ①使用者兼務役員に該当しない役員は含まれていないか（特に持株割合に注意する）
- ②報酬は役員報酬部分と使用者給与部分の根拠を明確に区分する
- ③使用者部分の賞与が他の使用者と比べて高額になっていないか
- ④賞与の支給時期は他の使用者と同時
- ⑤給与台帳を整備、保存する